

大和町まちづくり活動推進会の手引き



 大和町まちづくり政策課

1. まちづくり活動推進会とは

大和町まちづくり活動推進補助金は、「町民一人ひとりが主役のまちづくり」の実現のため、町民と行政の連携強化とまちづくりに対する意識の高揚並びに自主的な活動を促進すること目的に、事業を行う団体等を「まちづくり活動推進会」として認定し、まちづくり事業に関するテーマの活動に対して町が支援を行う制度で、これまで27事業が採択されています。

2. まちづくり活動推進補助金について

(1) まちづくり活動推進会の対象となる活動について

テーマ	活動の例
① 文化的なまちづくり	食文化の継承、歴史保存
② 活力あるまちづくり	地区情報の発信、地域資源の再発掘
③ みんなの健康づくり	健康の普及推進イベント
④ 心のふれあうまちづくり	子育てサロン、世代間交流
⑤ みんなで支えあうまちづくり	見守り・パトロール
⑥ 安全快適で美しい生活環境づくり	花壇づくり、公園や地区の清掃活動
⑦ 個性豊かで魅力あるまちづくり	地域資源を活かした関係人口創出
⑧ 上記以外で目的に必要と認められる活動	被災者支援の会など

※趣味のサークル等は対象になりません。地区や町民の方が制限なく参加が可能であることや、町民の方向けのイベント等、まちづくりに資するものが該当になります。

(2) 補助対象となる団体について

- ① 構成員がおおむね5人以上であること
- ② 構成員の半数以上が大和町内に住所を有すること
- ③ 運営や組織に関する規約又は会則を定めていること
- ④ 町内に活動の拠点を持していること
- ⑤ 町の他の補助金又は交付金の交付を受けていないこと

※政治活動や宗教活動および営利を目的とする団体等は対象になりません。

(3) 補助金額について

1 団体あたり総額30万円（補助率10／10）

単年度を原則としますが、事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、3年を限度とします。

(4) 補助対象経費

以下のうち、事業の実施にかかる直接的な経費が対象となります。

経費区分	対象経費	対象とならない経費
人件費・報償費	・講師、専門家、出演者に対する謝礼	・団体構成員に対するもの ・記念品、手土産代
旅費・交通費	・講師、専門家、出演者等の会場までの交通費	・団体構成員の交通費 ・視察費及び宿泊費
食糧費	原則として対象となりません	
需用費（消耗品等）	・印刷製本費、文房具、用紙・インク代、1品1万円未満の物品	・事業の中で使用しないものや個人所有となるもの
通信運搬費	・郵送料、切手代	・団体構成員の携帯電話通話料金等
委託料	・団体構成員では行うことができない業務（専門的知識や技術を要するものや警備等）	・個人への委託料 ※実施事業の50%以上の業務を委託することは認められません。
使用料・賃借料	・会場使用料、機材使用料、レンタカー代	経常的に使用する機器の使用料
工事請負費	工事を伴うものや、設置・固定するものは対象となりません。	
備品購入費	・1品1万円以上の物品で、補助対象事業において使用する備品。（1品10万円以上の高額なものは協議の上決定します。）	・汎用性の高い備品（事業以外でも使用できるもの） ※カメラ、パソコンなど ・備品購入のみを目的とする事業
その他	上記に当てはまらないもので町長が特に認めたもの。 ※必ず事前に相談してください。	・領収書等により、事業実施団体が支払ったことを確認することができない経費
区分や対象の可否について、判断がつかない場合はご相談ください。		

3. まちづくり活動推進会の認定から事業完了までの流れ

手続き		内容・必要書類	備考
1	事前相談 (申請団体⇒町)	事前に事業内容について、まちづくり政策課に相談願います。まちづくり活動推進会事業に沿った事業か確認を行います。	
2	企画提案書の提出 (申請団体⇒町)	企画書を町に提出します。活動のテーマ、目的、計画や収支予算等を記載いただきます。	
3	企画書の審査 (町)	企画書の内容を審査し、まちづくり活動推進会としての認定可否を決定します。審査項目は「発展性」「継続性」「公益性」「実現性」「費用妥当性」の5つです。	
4	審査結果の通知 (町⇒申請団体)	審査結果について通知します。	
5	補助金の交付申請 (申請団体⇒町)	補助金交付申請を行います。 提出物は ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 となります。	収支予算は詳細に記入してください。
6	補助金の交付決定 (町長⇒申請団体)	補助金は事業実施後の支払いとなりますが、事業の性質により概算払いも可能です。	
7	事業の実施 (申請団体)	企画書に沿った事業の実施をお願いします。事業内容が大幅に変更となる場合は町に協議願います。	目安：事業費が20%以上変動する場合
6	実績報告 (申請団体⇒町長)	事業活動の実績等について町に報告していただきます。 ・実績報告書 ・事業実績報告書 ・収支精算書 ※事業完了後、30日以内または翌年度4月20日のいずれか早い日までにご提出願います。	※事業が複数年度にまたがる場合は、毎年度の提出が必要となります。

4. 企画提案書等の記載例

まちづくり活動推進会企画書

団体名称：大和町まちづくり活動会

団体等構成員（計 一 名）

大和太郎	大和町吉岡まほろば〇丁目〇番地の〇
大和花子	大和町吉岡南〇丁目〇番地の〇
宮床紅葉	大和町宮床字〇〇〇〇番地の〇
鶴巣一郎	大和町鶴巣〇〇字〇〇番地の〇
落合舞子	大和町落合〇〇〇〇番地の〇

【point ① 団体の名称と、団体構成員の人数・氏名を記載願います。町内在住者が確認できるよう、住所の記載をお願いします。】

1 活 動 テ ー マ

大和町のまちづくりを発展させよう！

【point ② 活動のテーマを記載願います。まちづくりに関する活動であれば、事業の大きさは問いません。皆様の企画をお待ちしています。】

2 活動の目的（趣旨）

「大和町若者・よそ者・傾奇者会議」を開催することにより、おもしろい人同士を繋げ、クリエイティブ人材が活躍できる場の創出を目指し、活気づいたまちづくりを目的とする。

【point ③ 活動テーマに対して果たしたい目的とどのようなことに取り組むか簡潔にまとめてください。】

3 活 動 計 画

令和7年4月1日 さんもの会議実行委員会発足
毎月の定例会議
令和7年6月1日 内容、出演者の決定
令和7年8月1日 ポスター、チラシの配布
令和7年10月10日 イベント実施（イベント内容は別紙）

【point ④ 年間スケジュール等、事業実施にむけた活動計画を詳細にご記入ください。団体の総会資料等で活動計画が定まっている場合は、別紙として添付いただくことも可能です。】

4 予想される成果

会場をまほろばホール駐車場とし、野外2,000人収容を目標。そのうち大和町在住者1,000人以上を見込む。単なるイベントではなく、「若者が今まちを創る」うねりを起こし、大和町でチャレンジングにさまざまな活動を行えるきっかけが生まれる。

一過性のものではなく、参加者の中で熱のあるコアな若者を募り、継続してミニ会議を開催し、まちづくりへの提言を行うなど、楽しく明るいまちづくりが町内外にアピールできる。このことで大和町の注目度が上がり、若い世代の移住定住に繋がることを期待している。

【point  企画した事業を実施することで、テーマや目的に対してどのような成果が予想されるか記載してください。】

5 収支予算

収入		
項目	金額	備考
まちづくり活動補助金	300,000 円	
会費	10,000 円	2,000 円×5 人
諸収入	3,000 円	会場内募金
計	313,000 円	

支出		
項目	金額	備考
会場借り上げ料	100,000 円	
チラシ作成費	55,000 円	
音響・照明委託料	80,000 円	吉岡映像
出演者謝礼	60,000 円	サブロープロダクション
雑費・予備費	18,000 円	
計	313,000 円	

【point  収入と支出の合計は合わせてください。】

6 その他

【point  次年度以降の計画や、審査項目の「発展性」「継続性」「公益性」「実現性」「費用妥当性」に関することなど、認定に向けてPRしたいことを記載してください。】

まちづくり活動推進会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「町民一人ひとりが主役のまちづくり」の実現のため、「まちづくり活動推進会」を設け、町民と行政の有機的連携を強化し、町民のまちづくりに対する意識の高揚並びに自主的な活動を促進し、町政への町民参加を積極的に図り、町民のまちづくりに対する意見を施策に反映していくことを目的とする。

（補助対象）

第2条 まちづくりに対するアイデア、方法などを行政に反映するため、町民で自主的に活動するサークル、団体等（以下「団体等」という。）を「まちづくり活動推進会」として位置づけ、まちづくり事業等に関するテーマを中心とした活動から報告書の作成に至るまでの諸経費を補助する。

（対象活動）

第3条 「まちづくり活動推進会」の対象となるまちづくり事業等の活動は、概ね次のとおりとする。

- （1） 文化的なまちづくりに関すること
- （2） 活力あるまちづくりに関すること
- （3） みんなの健康づくりに関すること
- （4） 心のふれあうまちづくりに関すること
- （5） みんなで支えあうまちづくりに関すること
- （6） 安全快適で美しい生活環境づくりに関すること
- （7） 個性豊かで魅力あるまちづくりに関すること
- （8） その他、「まちづくり活動推進会」の目的に必要と認められる活動

（認 定）

第4条 団体等が「まちづくり活動推進会」として認定を受けようとするときは、企画書を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、企画書の内容を審査し、適当と認めたときは「まちづくり活動推進会」として認定し、申請者に認定通知書を送付する。

（補助金の対象期間）

第5条 補助金の対象期間は、単年度を原則とする。ただし、事業の性格上、実施期間が複数年度にわたる場合は、3年を限度とする。

（補助金額等）

第6条 団体等が行う活動についての補助金の額は、活動事業費の全額とし、一団体総額300,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 「まちづくり活動推進会」として認定された団体等が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。）により手続きを行うものとする。

(庶務)

第8条 「まちづくり活動推進会」の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月8日から施行する。

令和 年 月 日

大和町長 浅野 俊彦 殿

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名

まちづくり活動推進会の認定について（申請）

令和 年度において、まちづくり活動推進会の認定を受けたいので、まちづくり活動推進会企画書を添えて申請します。

まちづくり活動推進会企画書

団体等構成員

氏 名

住

所

1 活 動 テ ー マ

2 活動の目的（趣旨）

3 活 動 計 画

4 予想される成果

まちづくり活動推進会企画書検討班会議審査要領

第1 この要領は、まちづくり活動推進会の認定に関する企画書審査の基準を明確にし、公平かつ公正に認定の可否を決定することを目的として定めるものである。

第2 企画書の審査は、次の審査項目に則って行うものとする。

項 目	審査内容
発 展 性	・総合計画に描く町の将来像の実現に資するものであるか ・様々な活動への発展性、波及効果が期待できるものであるか
継 続 性	・効果を一過性のものとせず継続的なものとなるような配慮、工夫がなされているか（継続的活動に必要な経済的負担、組織体制等） ・将来的に自立した活動が期待されるものであるか
公 益 性	・事業内容及びその効果が地域全体の活性化に資するものであるか ・社会への貢献度が高く不特定かつ多数の利益に資するものであるか ・地域や団体の課題解決のために、真に効果的かつ必要性の高い事業であるか
実 現 性	・事業計画及び収支計画の内容が実現可能なものであるか ・実施体制は適正か、責任をもって活動できる団体であるか ・事業立案、形成過程、実施段階等において、地域住民の意見反映、合意形成などが行われているか
費用妥当性	・事業計画と収支計画の整合性がとれているか、経費の見積りが適切かつ妥当であるか ・事業実施による経済的効果、地域活性化への波及効果や相乗効果などの事業効果が費用と見合うものであるか

第3 まちづくり活動推進会の認定にあたっては、過半数の審査項目で高い評価を得なければならないものとする。ただし、過半数に満たない場合でも次に該当する場合は、審査において考慮するものとする。

- （1）課題解決のために新しい発想や工夫が取り入れられている、または、地域の特色や特性をいかした内容であること
- （2）公益性の点で特に評価できる活動であり、かつ活動内容に対する期待度が高いと判断できるものであること

第4 この要領に定めるもののほか、企画書の審査及び認定の決定に関して必要な事項は、会議の議長が決定する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

令和 年度

まちづくり活動推進補助金交付申請書

令和 年 月 日

大和町長 浅野 俊彦 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

令和 年度においてまちづくり活動推進会認定事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添え申請します。

記

1, 補助事業の目的及び内容

別紙添付書類のとおり

2, 補助金額の算出の基礎

別紙添付書類のとおり

事業計画書

1，事業の目的

2，事業計画

(イ) 事業の内容

項 目	事業量	事業費	補助金	摘 要

(ロ) 事業実施予定期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(ハ) 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

收支予算書

1, 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2, 支出の部

単位：円

[illegible]

令和 年度実績報告書

令和 年 月 日

大和町長 浅野 俊彦 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

令和 年 月 日付け大和町指令第 号で、金 円の
補助金の交付決定のあったまちづくり活動推進会認定事業について、別紙のとおり実
施したので、関係書類を添えて報告します。

事業実績報告書

1，事業の目的

2，事業実績

(イ) 事業の内容

項 目	事業量	事業費	補助金	摘 要
計				

(ロ) 事業実施期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(ハ) 事業完了年月日

令和 年 月 日

収 支 精 算 書

1，収入の部 単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減	摘 要
計				

2，支出の部 単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減	摘 要
計				